

## 補助金見直しの概要

### 1 概要

すべての補助金を見直すため、既存の補助金を「制度的補助」と「特定者補助」とに分類し、第三者機関である「民と官の連携による公共サービス改革検討委員会」が評価を行う。

#### 制度的補助

補助制度の対象資格を得れば誰でも補助を受けられる補助とする。

#### 特定者補助

要綱上に特定の団体名等が規定されている補助とする。

予算科目上で特定された団体に交付される補助とする。

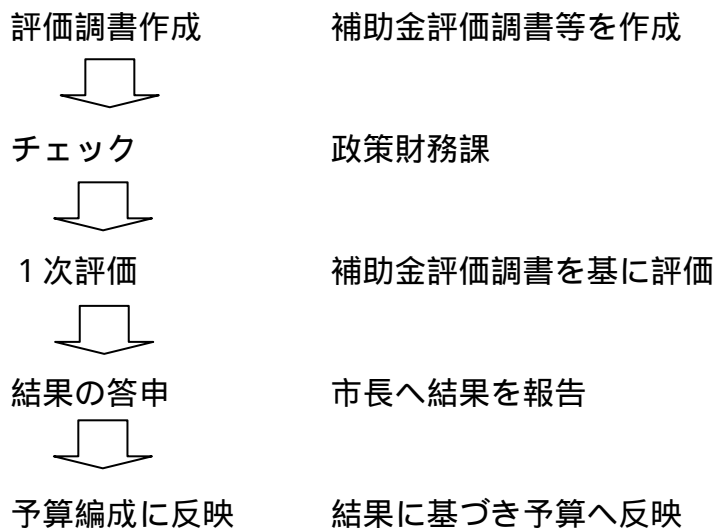
### 2 制度的補助の基本的な考え方

委員会内での書類審査を基本に、必要に応じて担当課とのヒアリングを実施し、評価する。また、委員会内で評価が困難と判断されるものについては、事業仕分けの活用を検討する。

#### (1) 評価の内容

補助事業の必要性、対象者・補助率・補助額の的確性などの観点から継続、改善、廃止の評価を行う。

#### (2) 評価の主な流れ



### 3 特定者補助の基本的な考え方

「特定者補助の対象者 = 公募補助の対象者」とし、すべてゼロベースからの見直し(公募補助)とする。

#### (1) 評価の内容

交付すべきか否かの評価を行う。

#### (3) 評価のイメージ

公募補助受付



チェック

政策財務課



1次評価

委員会で評価



ヒアリング

必要に応じて申請者とヒアリング



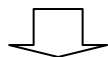
2次評価

委員会で評価



結果の答申

市長へ結果を報告



予算編成に反映

結果に基づき予算へ反映